

□テクノパーク地区について



1 都市計画の内容

(1) 位置

札幌市厚別区下野幌テクノパーク 1 丁目及び 2 丁目の各一部

(2) 都市計画の変更内容

テクノパーク地区「研究・開発業務地区」の建築物等の用途の制限を以下のとおり変更する。

(ア) 食品衛生法及び同法施行令の改正を踏まえた規定整理

- ・当地区の用途制限で引用している食品衛生法施行令の規定が、公衆衛生への影響の観点から見直しがなされたことを受け、同法の引用による制限ではなく、食品製造業を営む工場を制限する記載に変更する。なお、変更前と制限の趣旨に変更はない。

事項	旧規定	新規定
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 (20) 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 3 号から第 15 号まで及び第 17 号から第 34 号までに掲げる営業の用に供するもの	建築してはならない建築物 (14) 食品製造業（食品加工業を含む。）を営む工場

(イ) 特別用途地区（第二種特別工業地区）の指定に伴う規定整理

- ・第二種特別工業地区の指定を受けて、当地区計画で重複して制限している用途を削除する。
なお、変更前と制限の内容に変更はない。

事項	旧規定	新規定
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 (3) 学校 (4) 図書館等 (6) 老人ホーム、福祉ホーム等 (8) 病院、診療所（一部を除く。） (11) ボーリング場、スケート場等 (12) マージャン屋、ぱちんこ屋等 (13) ホテル、旅館 (14) 劇場、映画館等	建築してはならない建築物 (3) 削除 (4) 削除 (6) 削除 (8) 診療所（一部を除く。） (11) 削除 (12) 削除 (13) 削除 (14) 削除

(ウ) その他の用途規制内容の見直し

- ・地区の操業環境の改善を目的とした用途制限の見直しを行う。

事項	旧規定	新規定
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 (2) 共同住宅、寄宿舎等 (6) 保育所（就業者のための附帯施設として <u>建築物内に設ける保育所</u> を除く。）	建築してはならない建築物 (2) 共同住宅、寄宿舎等 <u>（就業者のための附帯施設として建築物内に設けるものを除く。）</u> (4) 保育所および <u>幼保連携型認定こども園（就業者のための附帯施設として設けるものを除く。）</u>

2 都市計画変更を行う理由

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）が公布され、食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、実態等に応じた営業許可・届出制度の創設等などの改正が行われた。
- ・テクノパーク地区では、食品衛生法の規定を用いて都市計画の内容を定めているものがあり、この度の法改正を踏まえた用途規制内容の見直しを行う。
- ・また、令和元年度の用途地域等の全市見直しに伴い、特別用途地区（第二種特別工業地区）が指定されており、それを踏まえた所要の規定整理をあわせて行う。
- ・その他、今回の規定整理にあわせて、地区の操業環境の改善を目的とした用途制限の見直しを行う。